

---

令和3年 第3回 築上町議会定例会会議録 (第2日)

令和3年9月6日 (月曜日)

---

**議事日程 (第2号)**

令和3年9月6日 午前10時00分開議

- 日程第1 「議案第50号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての訂正の件」
- 日程第2 議案第47号 令和3年度築上町一般会計補正予算 (第5号) について
- 日程第3 議案第48号 令和3年度築上町水道事業会計補正予算 (第1号) について
- 日程第4 認定第1号 令和2年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第2号 令和2年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第3号 令和2年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第4号 令和2年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第5号 令和2年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第6号 令和2年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第7号 令和2年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第8号 令和2年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第9号 令和2年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第49号 築上町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第50号 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第51号 築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第52号 築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第53号 京築広域市町村圏事務組合を組織する市町村数の減少及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第18 議案第54号 京築広域市町村圏事務組合からの行橋市及び京都郡苅田町の脱退に伴

う財産処分について

- 日程第19 議案第55号 築上町過疎地域持続的発展計画について  
(追加分)
- 日程第20 議案第56号 令和3年度築上町一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第21 議案第57号 令和3年度築上町下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第22 議案第58号 工事請負契約の締結について
- 日程第23 意見書案第2号 憲法に反する「重要土地利用規制法」の廃止を求める意見書(案)
- 日程第24 発議第4号 築上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 「議案第50号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての訂正の件」
- 日程第2 議案第47号 令和3年度築上町一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第3 議案第48号 令和3年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第4 認定第1号 令和2年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第2号 令和2年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第3号 令和2年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第4号 令和2年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第5号 令和2年度築上町壺園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第6号 令和2年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第7号 令和2年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第8号 令和2年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第9号 令和2年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第49号 築上町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第50号 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第51号 築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第16 議案第52号 築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第53号 京築広域市町村圏事務組合を組織する市町村数の減少及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第18 議案第54号 京築広域市町村圏事務組合からの行橋市及び京都郡苅田町の脱退に伴う財産処分について
- 日程第19 議案第55号 築上町過疎地域持続的発展計画について  
(追加分)
- 日程第20 議案第56号 令和3年度築上町一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第21 議案第57号 令和3年度築上町下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第22 議案第58号 工事請負契約の締結について
- 日程第23 意見書案第2号 憲法に反する「重要土地利用規制法」の廃止を求める意見書(案)
- 日程第24 発議第4号 築上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

---

出席議員(13名)

1番	江本 守君	2番	吉原 秀樹君
3番	北代 恵君	4番	宗 晶子君
5番	丸山 年弘君	6番	池永 巖君
7番	鞆野 希昭君	8番	工藤 久司君
9番	武道 修司君	10番	池亀 豊君
12番	信田 博見君	13番	田原 宗憲君
14番	塩田 文男君		

---

欠席議員(1名)

11番 田村 兼光君

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君                      課長補佐 横内 秀樹君  
総務係長 城山 琴美君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	新川 久三君	副町長	……………	八野 紘海君
教育長	……………	久保ひろみ君			
会計管理者兼会計課長	……………				石井 紫君
総務課長	……………	元島 信一君	企画財政課長	……………	椎野 満博君
まちづくり振興課長	…	桑野 智君	人権課長	……………	樽本 知也君
税務課長	……………	今富 義昭君	子育て・健康支援課長	…	吉川 千保君
保険福祉課長	……………	種子 祐彦君	産業課長	……………	鍛冶 孝広君
建設課長	……………	神崎 秀一君	都市政策課長	……………	首藤 裕幸君
上下水道課長	……………	福田 記久君	住民生活課長	……………	武道 博君
学校教育課長	……………	野正 修司君	生涯学習課長	……………	古市 照雄君
監査事務局長	……………	田村 貴志君			

---

午前10時00分開議

○議長（武道 修司君） ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

---

**日程第1. 「議案第50号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての訂正の件」**

○議長（武道 修司君） 日程第1、事件訂正の申出がありましたので、「議案第50号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての訂正の件」を議題といたします。

新川町長から、議案第50号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての訂正の理由を求めます。新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第50号の提案書の1ページでございますけれども、この中の理由欄に「特定教育・保育施設及び定地域」と書いてありますが、これ「特」が漏れておりますので、「特」を挿入いたしたく、訂正を申入れます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） お諮りします。ただいま議題となっております「議案第50号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての訂正の件」を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。したがって、「議案第50号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての訂正の件」を許可することに決定をいたしました。

**日程第2 議案第47号**

○議長（武道 修司君） 日程第2、議案第47号令和3年度築上町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） 議案第47号について、幾つか事業内容について御説明頂きたい質問がありますので、質問させていただきます。

まず、議案第47号、14ページの6款1項3目農業振興費18節園芸品目生産緊急支援事業300万円がございます。こちらは、県の補助事業だと思うのですが、園芸品目生産緊急支援事業という事業があるんですが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う業務需要の低迷から、価格が下落している野菜等の生産性に関わる農家負担を軽減するため、次期作に必要な経費を支援する事業で間違いないでしょうか。で、これに関して、対象品目が決まっているんですが、事業の見直しとして5月の単価の動向や今後の国庫事業の見直し等によって、品目の変更になる可能性があるというふうに事業にも書いてあったんですが、それは今年の品目の見直しはあったのでしょうか。それをお伺いしたいのと。

議案第47号の14ページ、6款1項3目農業振興費18節、こちらは園芸DX推進事業補助金86万9,000円の分に関してです。これも県の事業だと思うんですが、県には、事業の名目が農業版DX推進事業という事業があるんですが、これと同じ事業の認識で間違いないでしょうか。で、この事業には、デジタルデータを活用した農業版DXにより、省力化や収量向上を支援するものというふうに書いてあったんですが、本町のこの事業はこれと同じものなのでしょうか。どういう内容で使用されるのかを御説明をお願いします。

それともう一つございます。16ページの9款1項2目災害対策費2,447万2,000円、これはB&G財団からの寄附という形で、防災拠点の設置及び災害時の相互支援体制構築事業を活用して、災害発生時の緊急対応を行うための人材育成、研修や訓練を行う。そして、災害発生時に備えての防災拠点の整備、機材整備や防災倉庫の整備等を行うというふうに説明が書いてありました。この内容について、人材育成の研修などは、どのような方を対象にいつ頃行われるものなのか。それと、防災倉庫の整備というのは、具体的にどのような整備をされるのかを教えてください。

以上です。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） それぞれ担当課長から説明をさせます。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。産業課所管分について2点ほど御質問いただきましたので、それぞれ答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、6款1項3目18節の園芸品目生産緊急支援事業補助金300万円でございますが、これは議員がおっしゃったとおり、県の新型コロナウイルス感染症対策の支援の事業でございます。これは、国の支援策である高収益作物次期作支援交付金事業、この国の対象品目にならなかった品目について、県が支援をするという形で事業が実施されるわけでございます。品目については、県のほうが指定をしております。品目としては、リーフレタス、レタス、それから青ネギ、水菜、お茶等、県が指定する品目について、次期作に向けて支援をするという内容になってございます。

それから、その次の園芸DX推進事業補助金、これも議員おっしゃったとおり、新型コロナウイルス対策の事業でございます。県のホームページを御覧になったのかもしれませんが、農業DX推進という観点からこの事業が実施されるというところでございます。

本町につきましては、省力化に向けた流通加工施設を導入をする農家に対しまして、この補助事業の補助金を交付をするという予定にしております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。北代議員さんの9款1項2目についての御質問2点ございましたので、私のほうから答弁させていただきます。

まず、人材育成なんですけども、今回上げております防災拠点の設置および災害時相互支援体制構築事業、B&Gの事業でございますけども、その中に人材育成というのがございまして、災害時に、私ども自治体を越えた緊急対応を行うための重機や救助艇の操作研修などを行う人材育成の実施という項目がございます。今回の予算につきましては、小型重機をB&Gのほうから現物支給といいますか、頂く予定になっておりますので、その操作を行うための研修費用として10名分のほうを計上させていただいております。

2点目の倉庫につきましては、今、築城地区にございますソピアのほうは築城地区の避難所となっております。そこに、避難者用の備品等の分の備蓄品を置くための倉庫、約99平米の倉庫をソピアの敷地内のほうに建設する予定でございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） ありがとうございます。概要はよく分かりました。

もう一つ、ちょっと先ほどお伺いしたことを御説明頂いてなかったのが、6款1項3目の園芸品目生産緊急支援事業に関してなんですけど、これ単価の見直しというのは、今年度その後あったのでしょうか。この点についてと、あと人材育成で小型重機の操作は10名ほど育成、すみません、これは9款1項2目の分ですね。小型重機の操作を10名育成されるということだったんですけど、その10名というのは、どなたを対象にされていらっしゃるのかを教えてください。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。10名につきましては、職員を10名、研修を受ける予定にしております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。園芸品目生産緊急支援事業補助金につきましては、今のところ補助単価の見直し等は、県からは連絡がございません。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） すみません。最後にもう一つだけ。

これは6款1項3目の分なんですけど、省力化の流通加工の分に対する支援というふうには先ほどおっしゃったと思うんですけど、何か別途の研修会もこの支援事業の中に行うように留意点として上がっていたと思うんですけど、留意事項として。この研修会というのは行われるのでしょうか。この研修会というのは、どういうものを対象にしたものなのでしょうか。ちょっとすみません、分からないので教えてください。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。議員お尋ねのその研修会について、すみません、ちょっと今、手元に資料がございませんので、確認をしてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） いいですか。ほかに。宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 北代議員が大分聞いてくださったので、かなり理解できたんですけども、同じ項目、6款1項3目18節の農業振興費について、私のほうからちょっと重ねて伺いたいと思います。

園芸品目DX推進事業補助金、省力化に向けた流通加工施設のための補助金ということですが、何件ぐらいを対象にしているのかということと、また同じく、園芸品目緊急支援事業のほうも、

国の指定した対象品目以外で県が新たに指定して下さったものに、次期に向けて支援するということですが、それは何件ぐらいの農家さんを対象にしているのかというのを御回答いただければと思います。お願いします。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。まず、お尋ねの園芸品目生産緊急支援事業につきましては、町内で約——今のところ概算ではございますが——30件の農家の方が該当になるかというふうに想定をしております。

それから、その下の園芸DX推進事業につきましては、今のところ町内の1件の農家が該当になるというところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） ありがとうございます。たくさんの農家さんに安心して農業を続けていただければと思います。

ちょっと別件で、もう2件ほど聞きたいのでお願いいたします。15ページで、説明資料は2ページになります。6款3項2目18節の100万円ですね。地域おこし協力隊の将来の起業支援補助金ということで書いてあるんですけども、現時点でこれが水産のことなので、今の地域おこし協力隊の方が起業支援、起業したい、そしてそこに補助金を出そうというプランだと思うんですけども、現時点でどのようなプランがあるのか、分かる範囲で、決まっている範囲で御説明頂ければと思います。

あともう一件というのがちょっと要望なんですけれども、先ほど災害相互支援体制の構築事業ということで人材育成の項目があるので、各種研修負担金というのがあるので大変期待していたんですが、職員さん対象にその備品が使えるように、重機とか救助艇等が使えるようにという研修もとても大事だと思います。

しかし、私が期待したのは、やっぱり町に防災士というものが必要だと思っていて、防災士になるのに、資格を取るのにかなりのお金がかかるということで、そっち方面も検討していただきたいというのが要望でございます。

すみません。100万円のほうですね。起業支援補助金のほうだけ御答弁をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。6款3項2目18節の地域おこし協力隊起業支援補助金100万円でございますが、これにつきましては、議員おっしゃられたとおり、今、産業課に所属しております地域おこし協力隊員が、今年度で一応3年間の任期が終わるところで、来年度以降、起業に向けての支援をするということで、補助金を予算計上させてい

ただいたところでございます。

まだ、具体的な用途ということについては決まっておりませんが、本人は築上町にこのまま定住をして、漁業を営みたいという意向があります。で、恐らくこの補助金については、漁具の購入あるいは漁船の購入の一部費用等に充てるのではなかろうかというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） いいですか。ほかにございせんか。工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） ページ、17ページ、18ページにまたがる10款1項2目の小学校7校の講堂のLEDの改修工事ということで出てますよね。それと、その同じ105万5,000円の小学校の音声対応装置の設置工事の説明と、それと18ページの築城中学校のバスケットゴールの改修と出てますが、前回は築城中学校の床の張り替えで3,000万とか何千万という結構大きな金で改修したと思いますが、今どういう状況なのかということを講堂のLED、電球の関係、またバスケットゴールを改修する理由、またどういう状況なのかの説明をお願いします。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課、野正でございます。まず、LED化の工事の件ですが、今回計上しているものは、椎田小学校ほか6校の講堂の電灯改修工事ということで、水銀灯が生産中止になるということでございますので、講堂のLED化の工事を行うものでございます。

それと、同じく14節の工事請負費105万5,000円です。小中学校の音声応答装置の設置工事でございますが、これは各小中学校の電話機に留守電ではないんですが、本日の業務は終了しましたというような形でその機器を設置するというので、これは県内、また近隣の市町村でも働き方改革の一環ということで、かなり設置が進んでおりますので、本町でも同じようにその装置を設置するというのでございます。

それから、バスケットゴールでございます。築城中なんですけども、点検の結果、ちょっと危険があるということで、バスケットゴールの改修を行うということでございます。ほかの椎田中についてはその危険はないんですが、築城中について危険があるということで、今回改修を行うものでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 小学校7校のLEDを変えるというのは、非常に環境整備するという点では本当、大変いいことだと思うんです。ただし、やはり老朽化をするほとんどの小学校

がもう老朽化もしております。そうなるほかのものも全てこういう形でしていくとなると、莫大な費用もかかりますので、その辺りは今後の対応として考えていただきたいなと思います。築城中学校のバスケットゴールにしても、危険であれば変えてやらないいけないのは分かりますが、やはり講堂自体も古しいし、将来的に向かって講堂自体をどうするのかというのは、しっかり検討をぜひしていただかないと、こういう小さなお金かもしれませんが、予算ばかりが増えて、なかなかニーズに応えられないというような状況も出てくると思いますので、その辺りは町長、今後の対応としてどうお考えでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 直接予算とは関係ございませんけれども、できれば建て替えをしたいんですけども、まだ今は、調査の結果が耐震には問題ないというのが出ておるんで、当初から模様替え等々で対応していきたいという形で皆さんにはお答えをしておるところでございます、いよいよどうしても建て替えをしなければいけないという時期になれば、建て替えをするという決断をするべきではないかなと思っておりますんで、中学関係者に話を聞きながら、一応参考に、今のところは模様替えでというようなことで一応考えておるところでございます。

○議長（武道 修司君） いいですか。ほかに。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第47号は、厚生文教、総務産業建設、それぞれの常任委員会に付託をいたします。

---

### 日程第3. 議案第48号

○議長（武道 修司君） 日程第3、議案第48号令和3年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

---

### 日程第4. 認定第1号

○議長（武道 修司君） 日程第4、認定第1号令和2年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第1号は、厚生文教、総務産業建設、それぞれの常任委員会に付託をいたします。

---

#### 日程第5. 認定第2号

○議長（武道 修司君） 日程第5、認定第2号令和2年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第2号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

---

#### 日程第6. 認定第3号

○議長（武道 修司君） 日程第6、認定第3号令和2年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第3号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

---

#### 日程第7. 認定第4号

○議長（武道 修司君） 日程第7、認定第4号令和2年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第4号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

---

#### 日程第8. 認定第5号

○議長（武道 修司君） 日程第8、認定第5号令和2年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第5号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

---

#### 日程第9. 認定第6号

○議長（武道 修司君） 日程第9、認定第6号令和2年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第6号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

---

#### 日程第10. 認定第7号

○議長（武道 修司君） 日程第10、認定第7号令和2年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第7号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

---

#### 日程第11. 認定第8号

○議長（武道 修司君） 日程第11、認定第8号令和2年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第8号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

---

#### 日程第12. 認定第9号

○議長（武道 修司君） 日程第12、認定第9号令和2年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 下水道事業の意見書の中に、普及率64.6%、前年度よりも若干普及率は増えているようです。ただ、この事業が始まってもう10年ぐらいになると思うんですが、64%という数字が果たして高いのか低いのか、どういう見解を町として持っているのか。で、実際に次の計画もあるという話を聞きますので、それと踏まえて、この64%を最終的には第1次の計画でどこまで町として積み上げていきたいのか、希望があればの話ですが。どういう形で加入率を増やしていくのかの努力をするのかをお尋ねします。

○議長（武道 修司君） 福田上下水道課長。

○上下水道課長（福田 記久君） 上下水道課の福田です。現在のところ加入率については、椎田地区、今現在整備している地区になりますけれど、こちらについては39.3%、築城地区については61.6%、農業集落排水事業については66.1%となっております。

令和2年度末における下水道整備率については69%整備されております。この計画区域につきましては、事業計画が92ヘクタールで、令和8年度までに整備する計画となっております。全体計画といたしましては97ヘクタールとなっております。

今後の下水道事業の整備については、この事業計画にある92ヘクタールを令和8年度まで、それ以外の5ヘクタールについては、今後事業の計画と進捗と、それから財政状況を見て検討していくような形で考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） いいですか。ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第9号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

---

### 日程第13. 議案第49号

○議長（武道 修司君） 日程第13、議案第49号築上町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

---

### 日程第14. 議案第50号

○議長（武道 修司君） 日程第14、議案第50号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第50号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

---

#### 日程第15. 議案第51号

○議長（武道 修司君） 日程第15、議案第51号築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第51号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

---

#### 日程第16. 議案第52号

○議長（武道 修司君） 日程第16、議案第52号築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第52号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

---

#### 日程第17. 議案第53号

○議長（武道 修司君） 日程第17、議案第53号京築広域市町村圏事務組合を組織する市町村数の減少及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 議案第53号は、京築広域市町村圏事務組合の分割・再編に伴う規約変更についてでございますが、こちらのことが2020年12月7日の西日本新聞に大きく報道されました。こちらになるんですけれども、見出しに「最後は各市町村議会の議決次第」と書いておまして、私どもの議決の責任はとて大きいと思っております。特に慎重に審議しな

ければならないので、今回質問させていただきました。

今の新川町長の事務組合でのお立場は理事であると、先ほど担当課長より伺いました。で、昨年12月議会では、町長が議会で説明してくださいまして、その際、組合議会議員である塩田議員と信田議員にも御説明を頂きました。で、分割・再編の理由として、その新聞記事や御説明から分かっていることは、そもそもやっていた事業4事業ありまして、事務組合の中の4事業が構成自治体の全体を対象としなくなって、地域限定で実施していること。そして、4事業のうち2事業の議論に構成自治体以外の自治体の長が長時間時間を取られたということ。で、今4事業がどうなってるかという、豊築急患センターを豊前築上医師会に引き継いだのでその事業がなくなった。そして行橋京都給食センターが廃止になって2事業となっているということ。で、2事業については、京築広域消防本部と行橋京都急患センターの2つ。で、事業の構成自治体のみで事務組合に再編するというのが今回の議案だと思います。

分割・再編案とその理由にも私は納得できているところですが、町長は、報道で12月7日付の西日本新聞で、報道で経験が一番長いと書かれておりまして、広域の振興計画づくりが2市2郡の接着剤だったけど、それがなくなったということですね。で、新聞記事をよく読んでみると、気になるのは、組合議会が隅に置かれがちであると記載されていることなので、これは組合議会のことなので、この場ではお尋ねはできないんですけども、まずここで、町長に確認したいことがあります。

今期議会、分割・再編を提案するまでに7自治体の首長の合意があったと思いますが、それまでにどのような議論があったのか教えてくださいというのが1点目。

2点目に、2020年12月の報道では、ちょうど1年前になる2020年1月の定例組織議会での議案否決が分割・再編の流れを決定的にしたと書いてあるんですけども、新聞記事からは否決された議案内容というのが読み取れないので、その否決された議案内容を教えてほしいと思います。まずその2点、ちょっと御回答お願いできますか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 分割の議論ですけど、これもう以前から、ちょっと急な質問ですのであまり記憶の中になんですけど、もう相当前から、後藤豊前市長が組合長のときからこの分割論は出てきております。そういう形の中で、理事会の中では、もう事業は2つだと。そして、関係ない事業の議員さんが審議をするのもいかなもんかということで、本町は広域消防だけの関係になります。そして、苅田と行橋はメディカルだけの一つ審議となると。みやこ町だけが双方の審議になるという形になって、そういう形の中で分割論が非常にやったほうがいいんではなかろうかということで、理事会の中で検討をもう三、四年ずっとやってきておって、最終的にこれが拍車がかかったのが、先ほど申しましたいわゆる議会が否決した案件。これは、京築広

域消防の使途不明金問題の中で、会計管理者、収入役、監査委員の意見が、一応責任はあるが、額がそれぞれの会計管理者、それから収入役、特定できないということで、これは、彼らの件については免責にすべきであるというふうな監査委員の意見が付されて、一応理事会のほうはこれを議会に提案しようということで議会に提案したけれども、議会のほうは、委員会では否決、そして本会議で、これは否決のやり方がちょっと何というかむちゃくちゃというか、議長が「委員会で否決したので本件はもう否決します」と。審議も何もしないで一応否決宣言をしたということ、これに行橋市長は、「もう私は、提案したのがそういう形になるので辞任する」というようなことで辞任劇になった、辞任の申入れがあったけれど理事会で引き止めて、解散まではやってくれというふうな形になって、そのような形で今現在、ようやく解散の手続を県の支援課に相談しながらやってきたと。そして、ようやく2つを分割する案が出てきたんで、1つを、行橋と苅田が脱退をして、あとをそのまま今の京築広域圏の中に残していこうと。そして新たに行橋のメディカルセンターの一部事務組合を立ち上げようと、こういう状況になったというのが今回までのいきさつでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 丁寧に説明してくださってありがとうございます。その委員会の中でのこと、そして、委員会で可決したから採決は要らないと言った議長さんですか、委員長さんの判断には、私もやっぱりちょっと疑問を感じるところでございますが、形的にはこの案のとおりで私もいいのではないかと思うんですが、やはりプロセスを知った上で、住民の皆さんには、これに賛否についての説明をきちんとなさなければならぬので、今のお話はよく分かりました。

で、次に聞きたいのが、分割・再編に関しては、組合議員議会の議決は要らないということがもう規約に書いてあるという理解でいいのかということが1点と、すみません、もう一個聞きたいんで待ってください。もう2個聞きたいんで待ってくださいね。

新聞記事に、「2022年をめどに再編する」と組合議会で田中組合長が2020年11月におっしゃったと書いてあるんです。その後、副市長、副町長らによる実務協議を始めると報道されてるんですけども、その協議の内容も教えていただければ有り難いと思いますので、すみません、ちょっと2点、御回答お願いいたします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応、分割というのは、一応理事会で決定したとおりです。あと分割の方法はどうするかということで、当初は、今、ごみでみやこ町と行橋市が一部事務組合を持っております。その中にメディカルを一緒に入れたらどうかと、最初はそのような考え方でやっておりますけれども、苅田町が入っていないというようなこと、ごみには入っていないということで、

最初はそういう方向で行っておったけども、これもちょっと疑義があると。ごみの中にメディカルを持ってくるのもいかなもんか、そしてそれも苅田町がごみには入っていないという形になって、最終的にはごみはごみ、そういうメディカルはメディカルと、そういう一部事務組合をつくったほうがよかろうというのが幹事会へ、それから副町長、副市長の会議の中で話がまとまっていったと、こういう状況でございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 議会の承認の話は。議会の承認の質問があったよね。新川町長。

○町長（新川 久三君） 議会は、法律の中でたしかそれぞれの加盟市町村の議会の規約の変更、議決があれば、それでできるんじゃないか、私は考えておりますし、2020年1回あったちいのは今まで記憶にないんですけど、そういうことで、どういう問題で1回議会議決をやったのか、ちょっと私には覚えてないんですけども、基本的には加盟、今築上町が全部一部事務組合入っております。その中でも全部一応築上町の議会が承認したものを承認したということで送付して、全、そのかわり組合員の加盟市町村の全てが一応その議決がなければ、その規約は改正できないというふうな形になっておると、こういうふうに私は理解しております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 本当に、誠実に御説明してくださってありがとうございます。

ただ、町長が、メディカルとごみを一緒にするのかどうかという話合いは、副町長とか副市長の間でなされたということでもいいですよ、副町長。で、今おっしゃったのは、私が気になるのは、今ここで議決、採決を求められているわけですね、私どもは。で、組合議会がやっぱりちょっと置き去りにされているのではないかと。組合議会の議決って要らないのかなというのがすごい疑問なんですけど、それは、事務組合の規約を見ないと分かんないですよ。規約にそういうことは書いてないんですか、あるんですか。で、もし、その規約にあるんだったら、私はちょっとその規約を見たいし、規約について担当課長から説明頂きたいんですけど、今日の今日は、実は私すごく忙しくて、本当に一夜漬けで勉強したので前もって聞いておけばよかったんですけど、すみません。規約をきちんと読んで、その上で御回答いただけたら有り難いので、今日は間に合わなかったら所管外とかで規約を見せていただけたらなど。規約に基づいて説明頂けたらと思うんですが、ちょっと分かる範囲で御答弁いただければと思います。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今ここで、私もちょっと規約見ながら言っておるんじゃないけれども、基本的には法律か、規約には私はないんじゃないかなと思ってます。法の中でか何か、施行規則か何かであるんじゃないかなと思ってますんで、そこんところを明らかに、宗議員に一応コピーを

お渡ししたいと思います。

○議長（武道 修司君） いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第53号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

---

#### 日程第18. 議案第54号

○議長（武道 修司君） 日程第18、議案第54号京築広域市町村圏事務組合からの行橋市及び京都郡苅田町の脱退に伴う財産処分についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第54号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

---

#### 日程第19. 議案第55号

○議長（武道 修司君） 日程第19、議案第55号築上町過疎地域持続的発展計画についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） こちらは、過疎地域持続的発展計画ということで、今回第3次になるのかな、過去に2回立ててるみたいなので、今回が3回目で福岡県内では60自治体のうちの22自治体が指定されている。で、約3分の1の自治体が過疎地域の指定を受けているということで、実際この計画を立てて過疎債等が有利な借金ができるということで、本当に本町にとっては重要な計画だと思いますし、過疎地域の指定のメリットが大きいのだと思うんですけども、議案資料11ページの計画策定のポイントのところに「非過疎地域を目指す」と書いてあるので、一応ちょっと複雑な気持ちはあります。ちょっと前の新聞報道で、大牟田市がここから過疎地で外れて卒業おめでとうなんだけど、でも、交付金とか過疎債が使えないというのは困るなという報道もされておりましたし、ただ、やっぱり一応非過疎地域を目指していかねばならないんじゃないかなという思いのところはちょっと置いておいて、ちょっと質問に移りたいです。

13ページの人口目標についてなんですけれども、計画の中の人口目標について、令和7年度までに1万8,000人を目指すって書いてあるんですね。で、5ページに人口の見通しの資料が載ってるんですけども、2025年の人口は1万6,384人で、8月末現在の人口は1万7,541人で、今の人口推移はほぼこの推計どおりに人口減が実現しているんですね、

この表のとおりに。で、目標達成するには、2025年までに約500人の、今から500人を増やせばいいというわけじゃなくて、1,400人減る分も考えると1,400人増やす必要があるわけですね。1,400人を増やそうという覚悟でこの目標を設定されてるのでしょうか。ちょっとその辺御答弁お願いいたします。

○議長（武道 修司君） 椎野財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。過疎計画、今回の過疎の持続的発展計画につきましては、過疎の意義としましては、これまで実施されてきました過疎対策事業によりまして、道路や下水道等の整備が着実に進んできておりますが、本町の町道の改良率、舗装率や下水道処理人口などは、県全体と比較すると依然として低い状態でございます。で、地域の人口減少、高齢化の急速な推進などにより、集落の小規模や集落機能の低下を招いておりますので、それをさらに道路や下水道等、生活基盤の整備をすることによりまして、人口減少の歯止め、さらにまた人口の増加につなげるという計画でございます。で、2025年までに1万8,000人をキープしたいというところで、この過疎持続発展計画の人口ビジョンを策定したところでございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 課長のおっしゃるとおり、本当にこのお金でたくさん整備ができて、本当にこれで人口が増えればいいなと思うんですけど、今より増えるのってかなり難しいと思うんですね。減らさないという目標もあるんですけども、減らさないというのは死なないでいくか、移り住んでいって、1,400人に移り住んでいただくってかなり厳しいと思います。

それで、ここにこだわるのが、議案資料11ページの計画策定ポイント（2）に、記載事項が新たに追加され、公表義務が課された、公表しなくちゃいけないと書いてるんですね。で、その内容に目標期間達成の評価手続、PDCAサイクルによる効果検証とあるんですけども、（6）に計画の達成状況については、毎年、毎年度町が取り組む地方創生・人口対策に関する計画策定や取組みについて助言を行うって、築上町地方創生人口対策有識者会議において評価・検証を行うというふうになっていて、この計画の評価・検証も毎年その有識者会議で行うっていうことになったんだと思います、この計画をみると。間違いありませんね。

で、さらに、すみません、これ、計画の中を読んでもんですけども、さらに、評価・検証結果や社会情勢の変化なども踏まえて、必要に応じた施策等の内容を機能的に見直しながら予算編成などに反映することにより、計画に沿った施策等の効果的な推進を図るとあるので、有識者会議においての評価・検証というのはとても大事なことになります。

たしか5年前、7年前のまち・ひと・しごと総合戦略も毎年評価・検証をして、それを公表す

るようにはなっていたんですけども、何度もこの場で、というか前の議会だった、議場だったけど、何度も評価・検証公表をお願いしてきましたが、残念ながら過去、評価・検証が公表されたことはなかったように記憶しております。一度ぐらいしか、毎年してなかった。

しかしながら、本年度からは、まち・ひと・しごと総合戦略だけでなく、この過疎地域自立促進計画の評価・検証も有識者会議の大きな責務となるので、総合戦略の評価・検証と併せて、こちらの過疎地域自立促進計画の評価・検証、そして公表も必要があると思いますけれども、それはきちんとできるのでしょうか。で、関連して、第2期まち・ひと・しごと総合戦略の進捗も、一度会議があったと聞いておりますけれども、その後どうなっているのか、簡単に結構ですので併せて御説明をお願いします。

○議長（武道 修司君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。地方創生人口減少対策有識者会議につきましては、昨年度、令和2年の11月24日から2年間の任期で委嘱をしております。昨年度は2回、11月と1月に会議をしております。そして、そこで第2期の築上町まち・ひと・しごと創生総合戦略素案について審議していただき、成案となっております。今年度につきましては、9月現在でまだ会議は開いておりませんが、年度内には2回、あるいは4回開催したいと考えております。

そして、この過疎計画の審議につきましては、来年度、令和4年度に開催するように検討しております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） コロナ禍でやはり有識者会議開催ができないというのもよく分かるんですけども、今回議案に上がっている過疎地域自立支援計画の評価が必要というのは、今その評価をしてくださる有識者会議、有識者の皆さんには、その旨はお伝えしてるのでしょうか。御回答をお願いします。

○議長（武道 修司君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。地方創生人口減少対策有識者会議には、正式にはまだ報告はしておりません。会長には内々には打診はしております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） いいですか。

○議長（武道 修司君） はい、塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） 今、宗議員が言われた内容のところに近いんですが、ちょっと

聞く内容がちょっと全く違うんですが、先ほどの、（発言する者あり）所管だけ、ちょっとそのワンポイントだけね、委員会でも聞くんですけど、いいですか。

○議長（武道 修司君） はい。

○議員（14番 塩田 文男君） すみません。もちろん人口目標1万8,000は達成、それ以上のことを望んでいかないけないんですが、この資料4ページ、人口の推移と、これが次のページに行って割愛されて平成27年、それから産業別も平成27年まで。で、9ページ、10ページで平成27年から令和元年入れてるんですよ。なれば、その5ページの一番下は2065年の見通しまであるんです。やっぱりその人口推移のこの平成27年でなくて、これやっぱり表紙に出てるように令和3年からですか、令和7年度の計画として、やはり平成27年じゃなくて直近、平成元年、もしくは2年とか、できる限りのところまで出していくほうが私は正しいんじゃないかなと思って。これはちょっと委員会でも言いますけども、27年にした何か大きな理由があれば、ここでお答えをいただきたいですが、やっぱり令和3年から7年にかけての過疎債をもらうための本町の計画書なんで、やる気度というか、その何かこう意味ありげみたいな、ここだけ何で27年で止まるのかが分かんないんで、何かあれば、委員会でもそういったのを聞いてみたいと思います。

○議長（武道 修司君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。過疎持続化計画の5ページの人口の部分でございますけども、こちらにつきましては、昨年度一応3月に策定しまして、その段階でこの5ページの表につきましては、国勢調査人口を使用しておりますので、またちょっと確定通知がコロナの関係でちょっと遅れてたというところで掲載をしてないというところで、今年度以降はその分が数字が出ましたら修正で記載したいと考えております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 塩田議員、あとは委員会のほうで。

○議員（14番 塩田 文男君） はい。

○議長（武道 修司君） よろしく願いいたします。ほかにございませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第55号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

---

## 日程第20. 議案第56号

○議長（武道 修司君） ここで、追加議案です。

お諮りします。日程第20、議案第56号令和3年度築上町一般会計補正予算（第6号）につ

いてを会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います  
が、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第56号は本日即決することに決定  
をいたしました。

日程第20、議案第56号令和3年度築上町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とい  
たします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（**椎野 満博君**） 議案第56号令和3年度築上町一般会計補正予算（第6号）に  
ついて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和3年度築  
上町一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり提出する。

令和3年9月6日、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第56号は、令和3年度築上町一般会計補正予算（第6号）でござ  
いますが、本予算は、既定の歳入歳出予算の総額に2,060万を追加いたしまして、歳入歳出  
予算の総額を124億2,759万7,000円と定めるものでございます。

歳出予算の主なものは、さきの台風9号と、それから盆期間中の大雨で被災した施設の災害復  
旧費として、農地費100万円、農業用施設650万円、林業施設800万円、道路橋梁費  
510万円の一応歳出を上げるものでございます。

歳入については、農地関係については、地元の受益者分担金30万円、農林業水産施設災害復  
旧にこれも分担金20万円、あと、特別交付税2,010万円を計上しておるところでございま  
す。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

○議長（**武道 修司君**） それでは、これから質疑を行います。質疑のある方。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第56号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第

56号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

ただいま議案第56号令和3年度築上町一般会計補正予算（第6号）についてが可決されましたので、さきに提案されています議案第47号令和3年度築上町一般会計補正予算（第5号）については、歳入歳出の予算の補正前の額及び総額が変更になりますので、皆様、御理解のほどをよろしくお願いをいたします。いいですかね。

### 日程第21. 議案第57号

○議長（**武道 修司君**） 次に、日程第21、議案第57号令和3年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（**椎野 満博君**） 議案第57号令和3年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第3項の規定により、令和3年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和3年9月6日、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第57号は、令和3年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

本予算案は、既定の収益的支出を600万円増加し、総額を6億845万6,000円に改めるものでございます。

内容は、令和3年8月の大雨による一応被害がございまして、この中で下水道マンホール内雨水が流入いたしまして、これの水の抜取り手数料を160万円ほど計上させております。

それから、西高塚の下水道管路陥没等修繕費、これが440万円ということで、一応、それとあと宇留津にも1か所被害があつておるといふようなことで、総額600万円の増額をお願いしたところでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（**武道 修司君**） これより質疑を行います。質疑のある方。工藤議員。

○議員（**8番 工藤 久司君**） ただいまの町長の説明ですと、大雨の影響でマンホールから水があふれたと。全体的に、町長、個数とすれば正確に何か所あつたのかと、その下水、その箇所に工事的な不備はなかったのかの質問をいたします。

○町長（新川 久三君） 担当課長から。

○議長（武道 修司君） 福田上下水道課長。

○上下水道課長（福田 記久君） 上下水道課の福田です。下水道のマンホール内のマンホールポンプが設置してあります西高塚において、雨水の不明水がやっぱり雨の量が多かったものですから、マンホールを通じてそこに集中して水が集まりました。それで、急遽ポンプの排水が追いつかなかったもので、バキューム車による抜取りを実施し、管路内の水を少なくしたような状況にあります。状況といたしましては、マンホールがレジンではなく、コンクリートマンホールで施工しているもので、その隙間から雨水が流入してきたものと思われれます。

根本的な改修については、今後、補助等を見据えて考えていきたいとは思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第57号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

---

## 日程第22. 議案第58号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第22、議案第58号工事請負契約の締結についてを会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号は本日即決することに決定をいたしました。

日程第22、議案第58号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 議案第58号工事請負契約の締結について「循環型社会形成推進交付金事業」築上町ごみ焼却施設解体工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。

令和3年9月6日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第58号は、工事請負契約の締結でございます。

本案は、築上町ごみ焼却施設解体工事を行うものでございますが、令和3年8月18日に条件付一般競争入札を行った結果、4者の入札参加がございました。結果は、別紙の入札結果表のと

おりでございますが、株式会社奥村組九州支店が消費税込みで2億4,036万1,000円で落札をして、現在、仮契約をしておるところでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（**武道 修司君**） これより質疑を行います。質疑のある方。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第58号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第58号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

### **日程第23. 意見書案第2号**

○議長（**武道 修司君**） 日程第23、意見書案第2号憲法に反する「重要土地利用規制法」の廃止を求める意見書（案）についてを議題といたします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。西田議会事務局長。

○事務局長（**西田 哲幸君**） 意見書案第2号憲法に反する「重要土地利用規制法」の廃止を求める意見書（案）。

上記の意見書案を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和3年9月6日、提出者、築上町議会議員宗晶子、賛成者、築上町議会議員池亀豊。築上町議会議長武道修司様。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員、説明をお願いいたします。

○議員（**4番 宗 晶子君**） 憲法に反する「重要土地利用規制法」の廃止を求める意見書（案）の提案理由を説明申し上げます。

意見書案はお読みいただきたいんですけども、提案理由は、6月16日未明の国会で強行採決された法律が規制するのは、土地ではなくて人です。規制されて監視されるのは町民です。基

地周囲1キロメートルは注視区域とされ、総理大臣が個人情報調査・報告させることができます。さらに、航空自衛隊築城基地の周囲1キロメートルは、特別注視区域とされ、総理大臣に所有者移転の報告が義務づけられます。また、基地を含む重要施設の機能を阻害する行為をすれば、注意・勧告・土地利用停止となります。これらに違反すれば、最高で200万円以下の罰金、もしくは懲役2年以下の刑罰となります。

しかしながら、今、どこが重要施設なのかも、何が機能阻害行為なのかも、この法律を読んでも分かりません。つまり、どこで何をしたら罰せられるのか、誰にも分からない法律です。このように、町民を監視する法律は廃止にしなければなりません。

以上、提案理由といたします。

○議長（**武道 修司君**） お諮りします。日程第23、意見書案第2号憲法に反する「重要土地利用規制法」の廃止を求める意見書（案）についてを会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、最終日に採決をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は委員会付託を省略し、最終日に採決することに決定をいたしました。

#### 日程第24、発議第4号

○議長（**武道 修司君**） お諮りします。日程第24、発議第4号築上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、発議第4号は、本日即決することに決定をいたしました。

日程第24、発議第4号築上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。西田議会事務局長。

○事務局長（**西田 哲幸君**） 発議第4号築上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

標記の規則案を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和3年9月6日、提出者、築上町議会議員塩田文男、賛成者、築上町議会議員池亀豊。築上町議会議長武道修司様。

○議長（**武道 修司君**） 塩田議員のほうから説明をお願いいたします。塩田議員。

○議員（**14番 塩田 文男君**） 築上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

議会本会議上における表決については、新たに電子表決システムを導入したことにより、システムでも表決ができるよう規則を改める必要があるため、築上町議会会議規則の一部を改正するものであります。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより発議第4号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。発議第4号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

これで議案質疑及び委員会付託を終了いたします。

なお、所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、明日7日の正午までに事務局に所定の様式で申出をしてください。

---

○議長（**武道 修司君**） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで散会をいたします。お疲れさまでした。

午前11時15分**散会**

---